



ろうきょう通信

— 労供労組協事務局ニュース —

発行：労供労組協事務局
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 7F レット根岸 2F
TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265
E-mail:roukyo@union-net.or.jp
URL:<http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

秋の学習会日程のお知らせ

下記日程で2003年度の秋の学習会を行います。

場所、プログラム、参加費等詳しいことは、今月末にお知らせいたします。

日程：2003年10月26日(日)、27日(月)

労供労組協要請（5月20日）に対する 厚生労働省民間需給調整課課長の回答

去る5月20日(火)に行った厚生労働省要請に対する民間需給調整課の課長からの回答（文書）が届きました。なお、1. (2)「労供組合一覧について」の一覧表は作成後もらうことになっています。

1 労働者供給事業に関して

(1) 労働者供給事業法の制定について

供給・派遣の仕組みは、労供組合が擬制的に事業主性を確保するための手段となり、労供事業で働く雇用労働者としての権利を確保することができるようになった。

しかし、労働者派遣事業においては事業運営に関してさまざまな規制、派遣期間や事前面接などがあり、この派遣法に則った事業運営を行う必要がある。これらの営利事業者に対する規制は労働者供給事業者に対しては必要のないものである。そのため、本来の労働者供給事業を行うためにはそれに係わる法の制定が必要不可欠であるため、労働者供給事業法制定に向けての検討を行うこと。

(答)

- 1 労働者派遣事業の適正な運営を確保し、労働者の保護を図るためには、事業を行う主体が営利企業であるか否かの別によらず、これを許可・届出に係らしめるとともに、派遣期間の制限や事前面接の禁止などの一定のルールの下に行わせることが必要である。
- 2 一方、労働者供給事業については、労働者供給事業を行う者と労働者との間に前近代的な支配従属関係が存在し、これにより、中間搾取、強制労働等労働者保護に著しく欠ける事態が過去においてみられたことから、労働組合等が厚生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合を除き、

禁止しているところであり、労働者保護を図るためには、この仕組みを維持することが不可欠である。

- 3 また、労働者供給事業の適正な運営の確保や、供給される労働者の保護については、これに加え、職業安定法において、事業者が労働条件等の明示や個人情報の保護などを義務付けるとともに、厚生労働大臣による指導・助言、違法行為に対する改善命令や事業停止命令・許可取消しなどを設けているところであり、実質的に「労働者供給事業法」が整備されていること等から、「労働者供給事業法」を制定する必要性は乏しいものとする。

1 労働者供給事業に関して

(2) 労供組合一覧について

労働者供給事業を行う労働組合について、その一覧を明らかにすること。

(答)

現在、労働者供給事業の許可労働組合等の全事業所データについては、一覧表等では整理されていないところである。今後、許可労働組合等の一覧を作成し、何らかの形で公表できないか検討させていただきたい。

1 労働者供給事業に関して

(3) 許可申請について

労働者供給事業の許可について労働組合単位（全国組織を含む）とすることができるようにすること。

(答)

- 1 労働者供給事業の許可申請については、現在でも、組合単位で行うことが可能であり、組合が許可申請をする際、労働者供給事業を行う事業所の名称・所在地を記載して許可を受ければ、当該事業所において、労働者供給事業を行うことができる。
- 2 組合単位での申請がされた場合、厚生労働省としては、「労働者供給事業を法の精神に従って運営することができる組織と能力を備えている」か、「組合の運営が民主的に行われている」か等の許可要件に適合するか否かを組合単位で審査することとなる。このため、組合が実際には労働者供給事業に関与しないなどの場合には、「労働者供給事業を法の精神に従って運営することができる組織と能力を備えている」、「組合の運営が民主的に行われている」等の許可要件に適合するとは言えないとする。
- 3 いずれにしても、許可申請については、個別具体的に判断をしてまいりたい。

1 労働者供給事業に関して

(4) 労働者の供給について

労働者供給事業に携わる労働者を供給するとき、全国どこでも供給できるようにすること。

(答)

平成11年以前は、労働者供給事業の許可基準において、「供給先及び労働者供給事業を行う事業所の設置場所が、供給を受ける組合員が通常稼働している地域の範囲内であること」とする要件が定められていたが、同年12月以降、この要件は廃止され、現在では、供給先の地域を問わず、労働者を供給することが可能となっている。

しかしながら、供給先の地域において適正な事業活動が可能であるかどうかについて、個別具体的に判断させていただくこともあるものである。

3 しごと情報ネットについて

しごと情報ネットにおいて近々供給先の仕事情報が掲載されるようになる。その仕事情報の検索時に指定する「職業分類コード」が労働者派遣の「職業分類コード」をそのまま写したのになっている。これを労働者供給事業の実態に合わせた「職業分類コード」とすること。

(答)

ご指摘のとおりであり、今後、必要な予算を確保しながら変更していきたいと考えている。

5 東京都における労働者派遣事業適正運営協力員会議で出された意見要望等について

① 社会保険、基準行政、均等行政などについて壁を設けず対応すること。

(答)

- 1 派遣労働者等からの相談や違法事案の申告等に対しては、迅速かつ適正な対応を図るため、各法の事務を担当する社会保険、基準行政、均等行政との間で相互に情報提供を行うなど、現状においても連絡体制を整備し、派遣労働者の保護及び労働者派遣事業の適正な運営の確保を図っているところである。
- 2 派遣法改正にあたっては、現在公共職業安定所で行っている指導・監督業務を都道府県労働局に集中化し、体制の強化を図っていくが、労働者派遣事業者に対する指導・監督の中で労働基準法等の違法行為を発見した場合には、速やかに関係機関に情報提供を行うなど、各行政機関との連携をより一層強めていきたい。

- 5 東京都における労働者派遣事業適正運営協力員会議で出された意見要望等について
②事業報告書において派遣料金とあわせて賃金の水準もわかるように資料を整備すること。

(答)

- 1 派遣労働者の賃金については、派遣料金の中から、派遣労働者に係る税金、社会保険料、福利厚生に必要な経費や、広告費用等派遣労働者の募集・採用にかかわる経費、派遣労働者の教育訓練費用、派遣労働者の派遣中の雇用管理や派遣先の開拓のための費用など、様々な経費を加味したうえで算出されており、派遣料金と派遣労働者が実際に受け取る給与との関係は、派遣業務や派遣元によって異なっているため、事業報告書では提出を求めているところである。
- 2 事業報告書で賃金水準のデータをとるとしても、個々の派遣元事業主の賃金水準そのものを指導監督の対象とする必要性は通常はないと考えるが、業務ごとの派遣労働者の賃金を一般的に調査することは、派遣労働者の労働条件や処遇の改善に資するとも考えられるので、事業報告書で賃金のデータをとるかどうかという点も含めて、今後の検討課題とさせていただきたい。

- 5 東京都における労働者派遣事業適正運営協力員会議で出された意見要望等について
③協力員制度の活性化について、派遣事業の事業所を協力員が定期的に訪問できるようにし、ヒアリングをおこなう機会を設けること。

(答)

協力員は、「労働者派遣事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保に関する施策に協力して、労働者派遣をする事業主、労働者派遣の役務の提供を受ける者、労働者等の相談に応じ、及びこれらの者に対する専門的な助言を行う」ことを目的としていることから、その目的達成のため、派遣元事業所等を訪問することについては、相談を受けた協力員が派遣元事業主に接触しやすいように身分証明書を作成しているところであり、労働局、公共職業安定所と連携の上、地域レベルで必要と判断される場合に、派遣元事業所の訪問を行っていただくものと考えている。

- 5 東京都における労働者派遣事業適正運営協力員会議で出された意見要望等について
④派遣元責任者講習会に協力員が参加できるようにすること。

(答)

- 1 派遣元責任者講習については、現在のところ、派遣元事業主又は労働者派遣事業を行おうとする者により派遣元責任者として選任されることが予定されている者及び派遣元責任者に選任されている者を対象として実施するものとされている。
- 2 なお、協力員活動に必要な情報が十分に提供されるよう、協力員会議の充実を図る等について、地域の実情に応じて必要な見直しを検討していきたい。

- 5 東京都における労働者派遣事業適正運営協力員会議で出された意見要望等について
⑤協力員名簿をホームページへ掲載すること。

(答)

- 1 協力員名簿については、公共職業安定所に掲示又は備え付け、自由に閲覧できるようにしているところである。
- 2 地方労働局及びハローワーク等のホームページに名簿を掲載することについては、地域の実情に応じて検討していきたい。

- 5 東京都における労働者派遣事業適正運営協力員会議で出された意見要望等について
⑥日雇形態の派遣労働者に雇用保険、社会保険を適用すること。

(答)

- 1 登録型派遣労働者に関する雇用保険の適用基準については、
①一の派遣元事業主に1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合、又は、
②一の派遣元事業主との雇用契約が1年未満で①に当たらない場合であっても、雇用契約と次の雇用契約の間隔が短く、その状態が通算して1年以上続く見込みがある場合、であって、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合に、被保険者となるものである。
- 2 登録型派遣労働者に対する健康保険及び厚生年金保険の取扱いについては、派遣就業に係る一の雇用契約の終了後、最大1月以内に、同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業に係る次の雇用契約(1月以上のものに限る。)が確実に見込まれるときは、使用関係が継続しているものとして取扱い、被保険者資格を喪失させないこととしている。
- 3 この規定の範囲内で、社会・労働保険の適用促進の実効性を高めていきたいと考えている。

しごと情報ネット(<http://www.job-net.jp/>)にまだ参加していない組合はぜひご参加ください
問合せ、お申込みは…労供労組協事務所 (TEL 03-5603-7880)、横山まで

お願い

各組合におけるニュース等、何かありましたら事務局、横山(電話:03-5603-7880、
E-mail: roukyo@union-net.or.jp)まで随時お知らせください。よろしくお願いたします。